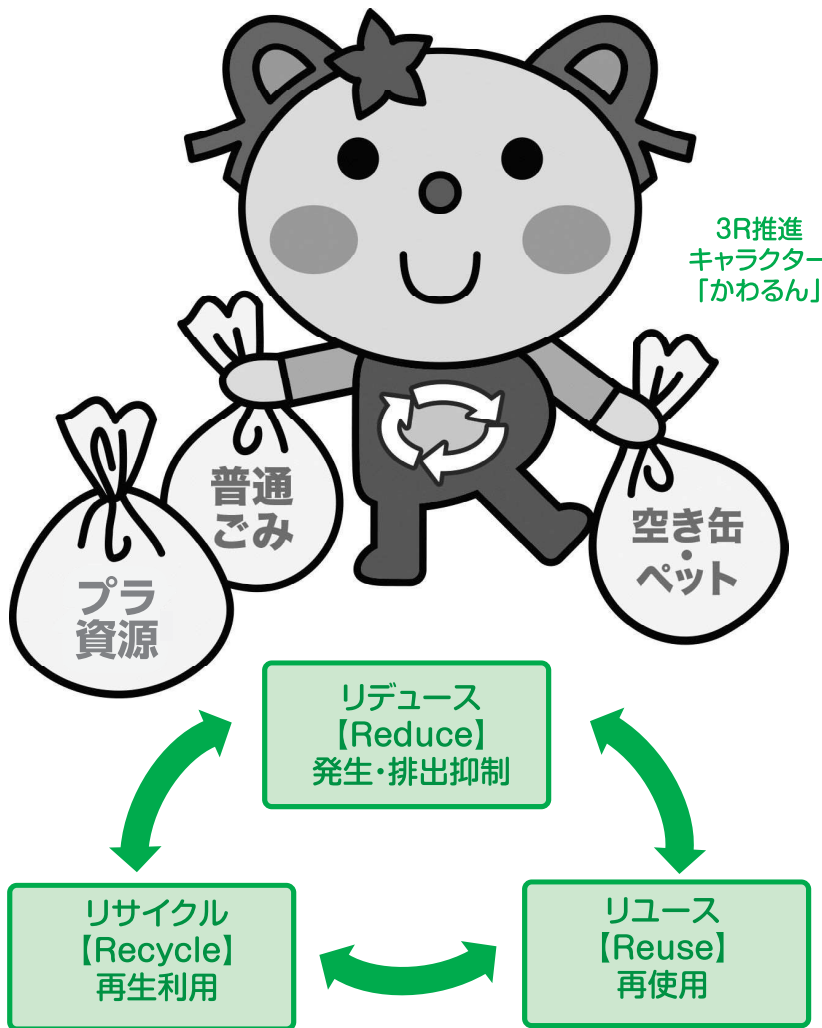


# 廃棄物減量指導員 活動ハンドブック

分ければ資源 混ぜればごみ



川崎市  
Colors, Future!  
いろいろって、未来。

川崎市

私たちの  
くらしとごみ  
P1～P6

廃棄物減量  
指導員制度  
P7～P9

指導員の活動内容  
P10～

ごみ減量の普及啓発  
家庭でできるごみ減量法、食品ロス削減協力店、フードドライブ、リユース・リサイクルショップ、エコショップ、リユースプラットフォーム、エコマーク、グリーンマーク、PETボトルリサイクル推奨マーク、生ごみ処理機等によるごみ減量、生ごみリサイクル活動支援、生ごみリサイクルリーダー派遣  
P10～P14

リサイクル  
活動実践の指導  
資源集団回収  
拠点回収（古着、小型家電、インカートリッジ、牛乳パック、食品トレイ）  
P15～P22

排出方法の順守指導  
普通ごみ、粗大ごみ、小物金属、空き缶、ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、動物の死体、ミックスペーパー、プラスチック資源、市では収集しないもの  
ふれあい収集、許可業者による一時多量ごみの収集、資源物の持ち去り禁止、災害が起きた時のごみのごと  
P23～P45

廃棄物行政に  
関する意見及び  
情報の提供  
P46～P47

巻末資料  
P48～P60

## ◇はじめに

川崎市廃棄物減量指導員制度は、平成6年4月に発足しました。このハンドブックを手にする皆様には、第17期目の廃棄物減量指導員を引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、かつて、高度経済成長を背景に大量生産・大量消費・大量廃棄などによりごみ量が急増し、市のごみ焼却能力の限界に迫る厳しい状況に直面したため、平成2年に「ごみ非常事態」を宣言しました。その後、市民・事業者の皆様の御理解と御協力を得ながら、ごみ減量・リサイクルの取組を連携して進めることにより、平成2年度に約55.4万トンあった焼却ごみは令和6年度には約31.5万トンまで大幅に減少し、1人1日当たりのごみ排出量が政令指定都市最少（令和5年度実績）となりました。

近年、気候変動による異常気象や限られた資源への対応として、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国際的な潮流となっており、脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、本市においても、より一層の資源循環の推進を図るため、令和8年3月に「川崎市循環型社会形成推進計画」を策定し、令和8年4月に全市で開始する「プラスチック資源」の分別収集や事業者と連携したリユースの取組など、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、様々な取組を推進していくこととしています。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、まちの美化推進を行うとともに、超高齢社会の到来や災害への対応など社会状況の変化に応じた取組を、市民・事業者の皆様と協働して進めてまいります。こうした取組を進める上で、廃棄物減量指導員の皆様の活動は、今後ますます重要性を増していくことと考えています。

皆様には、ごみの減量・リサイクルの推進及びよりよい地域環境づくりに向けた地域のリーダー役として、また、市民の皆様と市とのパイプ役として、御活躍くださいますようお願い申し上げます。

令和8年4月

川崎市長 福田 紀彦

## 《 目 次 》

### 第1章 私たちのくらしとごみ

- |   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1 | ごみと地球環境        | P 1 |
| 2 | 川崎のごみ          | P 1 |
| 3 | 川崎市循環型社会形成推進計画 | P 3 |

### 第2章 川崎市廃棄物減量指導員制度

P 7

### 第3章 廃棄物減量指導員の活動内容

- |   |                         |     |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | ごみ減量の普及啓発に関する事          | P10 |
| 2 | リサイクル活動実践の指導に関する事       | P15 |
| 3 | 排出方法の順守指導に関する事          | P23 |
| 4 | 廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関する事 | P46 |

### 《巻末資料》

- |   |                            |     |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(抜粋) | P48 |
| 2 | 廃棄物減量指導員等に関する要綱            | P49 |
| 3 | 第16期廃棄物減量指導員アンケート結果(概要)    | P50 |
| 4 | 川崎市における廃棄物処理の流れ            | P51 |
| 5 | リユース・リサイクルショップ認定店一覧表       | P52 |
| 6 | エコショップ認定店一覧表               | P54 |
| 7 | 家電リサイクル協定店一覧表              | P57 |
| 8 | 廃棄物減量指導員変更届・承諾書(様式第2号)     | P59 |

# 第1章 私たちのくらしとごみ

## ごみと地球環境

私たちが暮らしの中で使っている様々なものは、もとをたどれば大切な地球の天然資源です。木や紙は森林資源、プラスチック製品は石油、金属製品は鉱物を原料としています。

また、これらの物を作るにはエネルギーが必要ですが、ここでも石油、天然ガス、石炭などの天然資源を消費しており、私たちの毎日の暮らしはこうした地球資源の消費により支えられています。

さらに、こうして作られたものを使い終わった後にごみとして焼却することで、温室効果ガスが大量に発生し、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。

ごみの排出量や埋立処分量は、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高まりとともに減少してきていますが、私たちがこれからも持続可能で豊かな生活を続けていくためには、更なるごみの減量やリサイクルを通じて、限りある天然資源の使用量を減らし、地球環境と調和するライフスタイルに変えていくことが大切です。

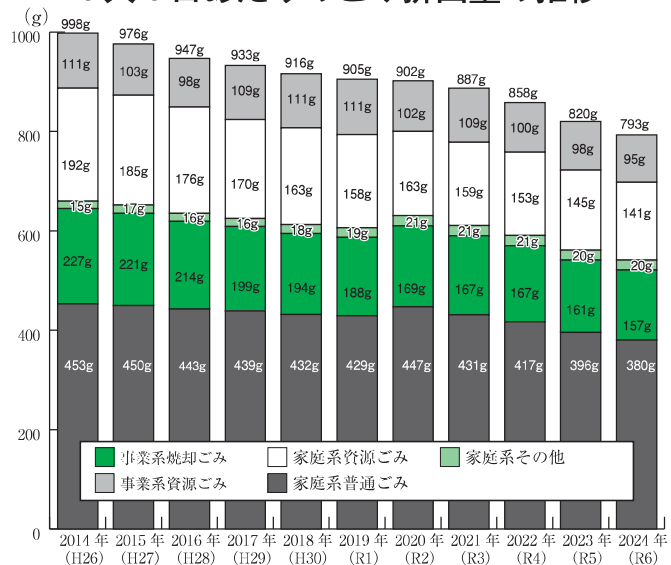
## 川崎のごみ

川崎市の廃棄物処理事業は、大正13年の市制施行と同時に公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的として開始し、昭和30年には全国で初めて機械式のごみ収集車両を導入し、昭和44年には市内全域でごみの毎日収集を開始しました。

さらに4つのごみ焼却処理施設を市内にバランス良く配置し、昭和46年にはごみの全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、近代的なごみ処理システムの構築に努めてきました。

しかしながら、人口の増加や経済発展とともに、ごみの排出量が増え続け、市のごみ焼却能力の限界に迫る状況となり、平成2年には「ごみ非常事態」を宣言し、市民・事業者の皆さんとごみの減量化・資源化に取り組んできました。平成12年以降、循環型社会形成推進基本法などの法整備を受け、これまでのリサイクルを中心とした流れから3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))を基本とした取組へと転換を図りました。平成2年には乾電池のみであった資源物の分別収集を、空き缶・ペットボ

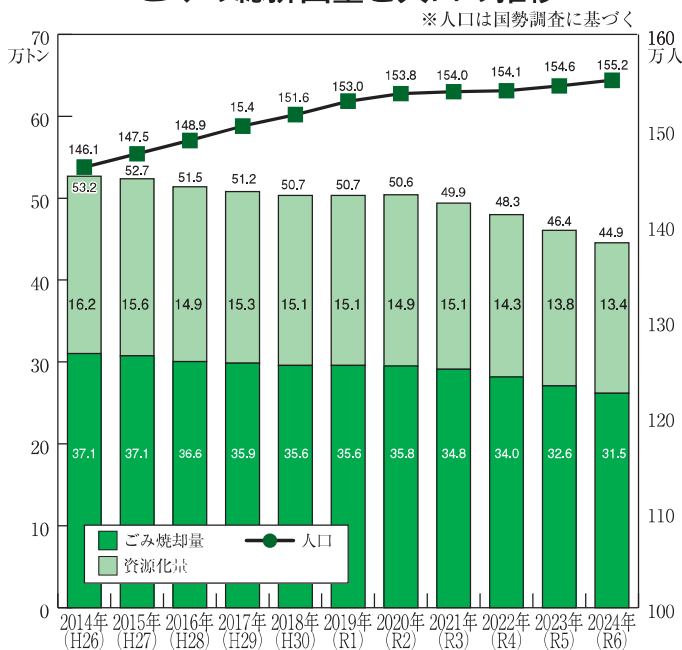
1人1日あたりのごみ排出量の推移



トルやミックスペーパー・プラスチック製容器包装などの分別品目の追加を経て7品目に拡大するとともに、廃棄物減量指導員等による排出指導や生ごみリサイクルリーダーによる普及啓発などに取り組んできました。こうした取組と市民の皆さんの日頃からのごみの減量と分別への御協力により、ごみの減量化・資源化が進み、環境省の実態調査による1人1日あたりのごみ排出量は平成29年度から3年連続で政令市最少となり、その後もごみの排出量は減少が続き、令和5年度にも再び政令市最少となりました。

更なるリサイクルの推進を目指し、現在普通ごみとして焼却しているプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と併せて資源物として回収してリサイクルする「プラスチック資源一括回収」の取組を令和8年度から全市で実施します。(詳しくはP38を参照) プラスチック資源循環の推進により、循環型社会の構築は基より、脱炭素社会の実現に向けても取組を進めていきますので、引き続き指導員の皆さんの御理解と御協力をよろしく申し上げます。

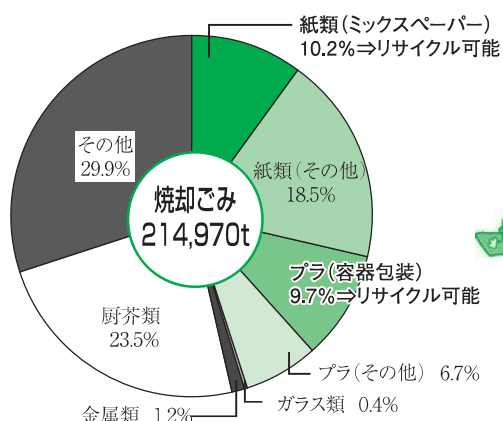
### ごみの総排出量と人口の推移



家庭から出る普通ごみの中には、市が資源物として収集しているミックスペーパーやプラスチック製容器包装等、リサイクル可能な物が、まだ多く含まれています。リサイクルを推進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することができます。

次代を担う子どもたちのために、一人ひとりが今のライフスタイルを見直し、行動することが大切です。

#### 令和6年度家庭系焼却ごみ組成調査結果 (湿ベース)



※小数点以下2桁目を四捨五入しており、合計が100%になりません

#### 令和5年度のごみ処理経費



1年間で → 140億円  
 ごみ1トンあたり → 49,469円  
 市民1人あたり → 9,084円  
 かかっています。

# 川崎市循環型社会形成推進計画

川崎市では、平成28年に「一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」を策定し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちをめざして、廃棄物減量指導員の方々をはじめとする市民の皆さんに御協力をいただき、循環型の廃棄物処理に向けて取組を進めた結果、ごみの減量化・資源化は進み、計画で掲げた目標を前倒しで達成しました。

また、産業廃棄物について令和4年に「産業廃棄物処理指導計画」を策定し適正処理等を推進した結果、計画で掲げた目標のうち、排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率は令和5年度で達成、最終処分量は目標には達成していないものの、減少傾向となっています。

一方、国では、令和6年に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず、素材・製品別の高度なりサイクルの促進や、市民・事業者と協働した施策の一層の推進を図るため、本市の特性や強みを活かした一体的な計画として、本計画を策定しました。

## 基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

### 【目指す将来像】

- ・本市の強みである環境意識の高い市民・事業者との協働や高度なりサイクル産業を活用することで、資源循環・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、廃棄物焼却量の削減やCCUSの導入などにより、温室効果ガス排出量実質ゼロを実現
- ・災害や少子高齢化等を踏まえた安全・安心な収集・処理体制の確立により、トップランナーとして地球環境にやさしい持続可能なまちを実現

## 基本方針

- ・全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します
- ・市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します
- ・社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

## 計画策定のポイント

### Point 1 2050年のあるべき姿（めざす世界観）の明確化

循環経済、脱炭素化の視点など様々なアプローチで世界観を具体化しました

### Point 2 一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環

循環経済への移行に向けて、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度なりサイクルの促進が重要です。

### Point 3 効果が高い具体的な事業を「重点」として設定

今後12年間で重要なポイントである循環経済・資源循環、脱炭素、安全・安心に関する特に効果が高い具体的な事業を「重点」として行動計画に設定しました。

## 計画期間

- ① **基本計画**は、令和8年度から令和19年度までの**12年間**
- ② **行動計画**は、令和8年度から令和11年度までの**4年間**



基本計画及び行動計画は、川崎市総合計画及び川崎市総合計画第4期実施計画と整合を図り12年間と4年間の期間とし、その後、社会経済情勢を踏まえ、行動計画は概ね4年程度を目途に、基本計画や行動計画の進捗状況等を踏まえて策定します。

## 2037年度の目標

目指す将来像を見据えて、次のとおり5つの目標を設定

【目標1】 **1人1日あたりのごみ排出量を約1割削減**（一般廃棄物）  
793g（2024年度） → 712g（2037年度）

※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)  
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】 **ごみ焼却量を約5万t削減**（一般廃棄物）  
31.5万t（2024年度） → 26.6万t（2037年度）

※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 **プラスチック資源分別率を約2倍増加**（一般廃棄物）  
33%（2024年度） → 60%（2037年度）

※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量)  
プラ資源：プラスチック容器包装+プラスチック製品

【目標4】 **産業廃棄物の再生利用率を維持**(産業廃棄物)  
34%（2023年度） → 34%（2037年度）

※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】 **廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加**(産業廃棄物)  
71%（2023年度） → 83%（2037年度）

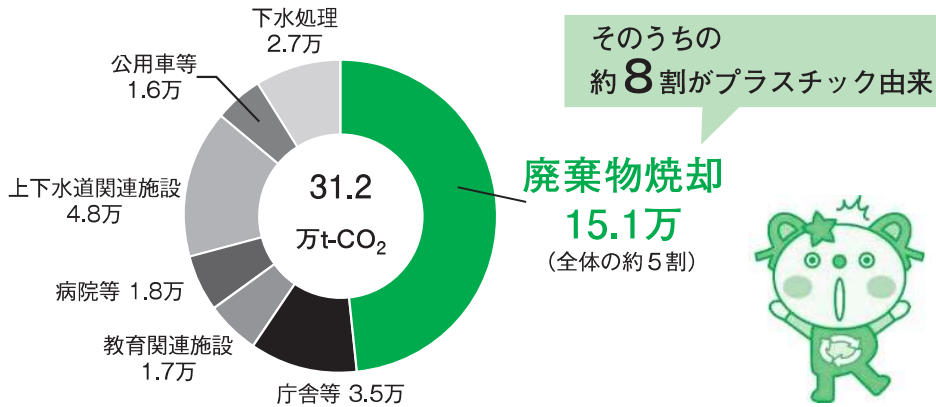
※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量  
/市内からの廃プラスチック類排出量



## プラスチック資源循環の取組強化（コラム）

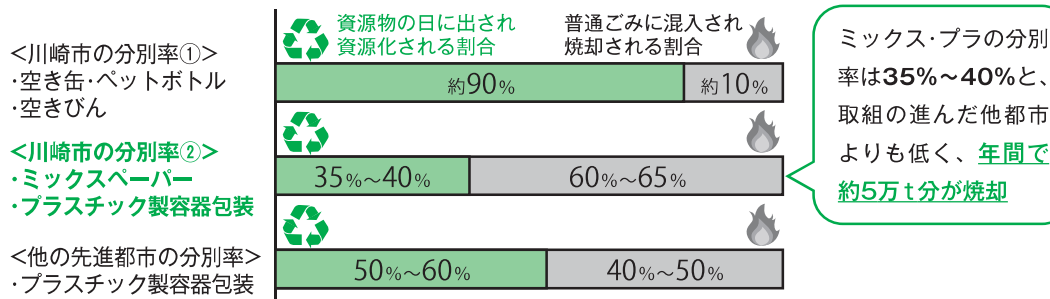
### 廃棄物分野における温室効果ガス削減の必要性

市役所の温室効果ガス排出状況（2024年度）



川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、市役所から排出される温室効果ガスを2030年度までに2013年度比50%以上削減を掲げており、この達成には、廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2024年度比で約20%（3.0万t-CO<sub>2</sub>）削減の必要があります。これには**プラスチックの削減が必要**です。

### ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別率はまだまだ低い



本来資源として活用できるミックスペーパーやプラスチック製容器包装の多くが普通ごみとして燃やされています。取組が進んでいる都市では、**分別率が50%以上**のところもあることから、本市も分別率向上に向けた取組を進めていく必要があります。

### プラスチック資源一括回収の取組（詳細はP38）



川崎市ではプラスチック資源循環をさらに加速化するため、バケツやハンガー等の「プラスチック製品」とおかしの袋等の「プラスチック製容器包装」を一括で収集しリサイクルしていく「プラスチック資源一括回収」の取組を令和8年4月から全市で実施します。



## 第2章 川崎市廃棄物減量指導員制度

### 廃棄物減量指導員とは

ごみの減量とリサイクルを推進していくためには、町内会・自治会などの住民組織の地域ぐるみでの御理解と御協力が不可欠です。

このため、廃棄物減量指導員は、これら住民組織から推薦をいただき、川崎市長から2年間の任期で委嘱を受けて活動していただきます。

廃棄物減量指導員の皆さんは、ごみの減量とリサイクルの地域におけるボランティアリーダーとして、また、市と市民のパイプ役として地域ぐるみでの活動をしていただくこととなります。

なお、廃棄物減量指導員としての活動を行う際には、廃棄物減量指導員であることを証明する「川崎市廃棄物減量指導員証明書」を携帯し、必要に応じて腕章や帽子を着用してください。

### 条例に規定する廃棄物減量指導員

廃棄物減量指導員は、条例及び条例施行規則に次のとおり規定されています。

#### 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

(廃棄物減量指導員)

- 第12条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量指導員を委嘱することができる。
- 2 廃棄物減量指導員は、地域における推進役として、一般廃棄物の再利用及び再生利用による減量等の市の施策への協力その他の活動を行う。

#### 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則」

(廃棄物減量指導員)

- 第3条 条例第12条第1項に規定する廃棄物減量指導員（以下、指導員という。）の任期は、2年とし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 廃棄物減量指導員の4つの役割

廃棄物減量指導員の皆さんには、それぞれの地域で次の活動をしていただきます。

### 1 ごみ減量の普及啓発に関すること【生ごみ減量化・リサイクルの取組など】

ごみの減量の重要性、その効果、また具体的な減量方法等について御理解いただき、その普及啓発に努めていただきます。

### 2 リサイクル活動実践の指導に関すること【資源集団回収の取組など】

地域で行われている資源集団回収などのリサイクル活動の活性化に努めていただきます。

### 3 排出方法の順守指導に関すること【分別ルールと排出マナーの取組など】

地域住民の皆さんに、ごみの分別排出方法や排出日の順守について、指導を行っていただきます。

### 4 廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関すること【地域巡回と資料の配布の取組など】

区廃棄物減量指導員連絡協議会の会議への出席、地域住民の皆さんの廃棄物行政に関する意見・要望や地域環境美化に関する情報の提供、市のアンケートに御協力いただきます。

(参考) 委嘱を受けた指導員の活動結果については、「第16期廃棄物減量指導員アンケート結果(概要)」(50ページ巻末資料3)を御参照ください。

## 活動にあたってのお願い

- 指導を行う際は、「川崎市廃棄物減量指導員証明書」を必ず携帯し、また、必要に応じて腕章や帽子を着用してください。
- ごみの中には串やガラス等危険な物が混入している場合がありますので、原則として、ごみには直接触れないでください。地域活動でごみに直接触れる必要があるときは、けがをしないよう十分気をつけてください。
- 状況により指導内容を判断しかねる場合は、速やかに所管の生活環境事業所へ連絡してください。
- 複数回の指導にもかかわらず不適正排出などルールやマナーを守らない市民への対応は市職員が行いますので、所管の生活環境事業所へ連絡してください。
- 交通事故やけがなどしないよう、安全面に十分注意し活動してください。

## 廃棄物減量指導員連絡協議会

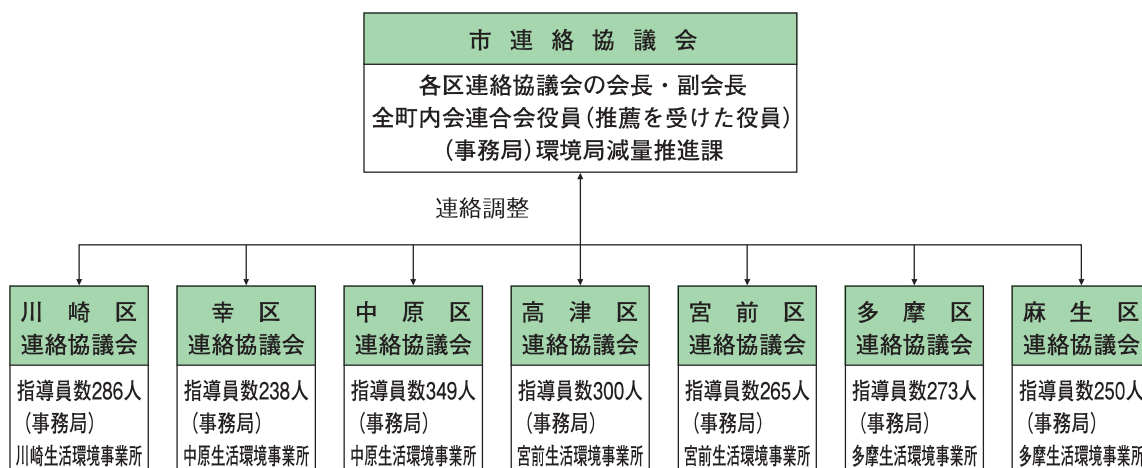
廃棄物減量指導員の皆さんが日々活動していく中で、疑問に感じることや対応に苦慮されることが起こると思われまます。

そこで、他の地域の廃棄物減量指導員や市との情報交換の場として、また、指導員活動の活性化を図ることを目的として、各区に区廃棄物減量指導員連絡協議会を設置しています。

区廃棄物減量指導員連絡協議会は、年2回程度会議を開催する他、ごみ処理施設やリサイクル施設などへの見学会や勉強会など区廃棄物減量指導員連絡協議会ごとに独自の事業も実施しています。

さらに、各区の廃棄物減量指導員連絡協議会の代表者による市廃棄物減量指導員連絡協議会を設置し、各区廃棄物減量指導員連絡協議会との情報交換を行うなど指導員活動の活性化を図っています。

### 廃棄物減量指導員連絡協議会組織図



(令和8年4月現在の定数)

### 任期途中で廃棄物減量指導員を変更される場合

廃棄物減量指導員の委嘱は、住民組織からの推薦に基づき市長が行います。

このため、任期内に指導員を変更される場合は、住民組織からの届出が必要になりますので、住民組織の長(町内会・自治会長など)は、必ず所管の生活環境事業所または環境局減量推進課へ届出をしてください。

提出書類は59ページに添付の「変更届・承諾書」(様式第2号)です。

なお、新たな指導員の委嘱期間は、届出をいただいた翌月\*の1日から前任者の残任期間となります。

